

入札監理小委員会における審議の結果報告 労災特別介護援護事業

厚生労働省所管の労災特別介護援護事業について、当該業務に係る民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 本事業について

- 本事業は、市場化テストの対象となる前の平成 23 年度の契約から、競争性を高めるために、分割調達の実施や複数年契約の導入等様々な入札要件緩和を実施しているが、市場化テストの対象となった平成 26 年度～平成 28 年度の契約においても、受託事業者以外の応札者はなく一者応札となったところである。
- 一者応札となった原因については、過去に入札説明会へ参加した事業者に対してヒアリング調査を行ったところ、①業務内容及び事業実績に関する情報提示の不足②実施経費の内訳に関する情報提示の不足③人手不足の状況にあって看護師及び介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁となっている、との意見があった。
- 主な改善点
 - ・ 入札参加グループによる入札参加の設定（資料 4 - 2 8 頁）
 - ・ 看護職員について条件付きで 12 名中 3 名まで非常勤職員とすることを認める（資料 4 - 2 31 頁）
 - ・ 受託事業者が変更する際の備品等の引継ぎを義務化（資料 4 - 2 56 頁）
 - ・ 企画書のひな形、様式例の提示（資料 4 - 2 461、464 頁）
 - ・ 千葉施設の預かり金に関する記述全削除（資料 4 - 2 457 頁）

2. 小委員会における議論の結果

一者応札の要因及び競争性の担保に向けての取組について確認を行い、実施要項（案）の趣旨を明確化するため若干の修正を行った。（5 日以内→月5 日以内（資料 4 - 2 31 頁）など。）

3. パブリックコメントの結果

平成 28 年 8 月 17 日から 31 日までの間のパブリックコメントの結果、2 者より 2 件の意見が寄せられたが、実施要項（案）の修正には至らなかった。

以 上